

る反古裏書に、蓮誓の次男實玄は、越中國勝興寺住持す。是も始は土山といふ處に、二俣の蓮葉草坊を立置かれしを、加州加嶋を蓮誓辭退のみぎりより、此處に蓮葉仰せつけて、越中國坊主衆与力として出入あるべき旨計らひ給ふ。吉崎御建立の初より、蓮誓二俣へ下向せしめ、蓮如上人に別けて常隨昵近の御門侶、兩人共に常に褒美まします直弟也。山田へ蓮誓住持し給ひても、毎月の忌日正日まで懇なりき云々。とあり。

○大文字屋三郎右衛門齋郎

三郎右衛門山緒書に云ふ。元祖大文字屋源兵衛、小松大文字町に居住致し、其頃小松之城主丹羽五郎左衛門殿、能美郡天祥職被申付、金銀包賃并灰吹銀吹賃等賜之。太閤秀吉公越中佐々成政爲御征伐御出馬之御往來、御旅宿に相成。其節則貞銘有之御刀一腰拜領被仰付。利家卿御宿も被仰付。利長卿御領に相成、先規之通り能美郡天祥職被仰付、御判書今以所持仕罷在。五代以前九右衛門之時、金澤へ引越、西御坊町只今之居屋敷に居住仕る。とあり。利長卿判書の寫如左。

能美郡中天祥職之事申付候條、金銀ともに如前々全可裁判者也。

慶長五年十一月五日 利 長判

小松大文字屋源兵衛方へ

按ずるに、大文字屋といふは越前國府中にもあり。舊藩綱紀卿の時、府中大文字屋の所持せる利長卿の判印書等を一覽し、その寫を命ぜられたり。如左。

越前府中大文字屋被相越、年頭祝儀として、

一、奉書紙 五束

一、纏 十連

一、生 蛇 廿

女共方へ

一、紅 花 五袋

一、なま栗 三百五十

一、か に 二つ

右之通くれられ候。満足之由能々心えて可申候と。

正月廿六日 利 長判

市川長左衛門 肥

宮井太郎右衛門

爲音信鱒二本、柿百給之候。遠路懇志之段、別而感悦至候。謹言。

九月十二日 羽肥利 長判

府中 大文字屋

追而大奉書拾束買申度候條、内々誂候而可給候。頼置候。以上。

最前其方誂置候鳥子取に遺候。則代金子一枚只今遺候條、

鳥子念を八買候て可給候。頼申候。謹言。

十月十一日 肥前守 利 長判

大文字屋殿へ

ふちう大もじやかたより、ふたりへ、かきつけのごとくれ候。いろくの物どもまんぞくのよしよく可申候。

正月十五日 判

いちかは

みや

年頭之爲御禮此方へ被越、奉書五束・大栗二百并御肴三種御上候。則披露申候處、一段被成御祝着候。大儀に被參候由、我々方より能々心得申し候へと被仰候と。

正月十九日 判

大もんじややがて御歸候よし。こんどははやくと御れい申されて、御きげんの御事にて候。玉泉院さまより御しうぎとして、銀子二枚被遺候。よく心え候て被申候へよし仰せられ候。めでたくと。

正月十七日 判 千 福

すゝ木殿 小太夫

小 助 殿

小太夫わたくしよりわざとばかりに代物百疋遺し申候。

被心え候て被申、たのみ申候と。

外に二通略寫之。

右八通、以越前府中大文字屋所持之本紙、令書寫加再校者也。

正徳二年仲夏初四日

右越前府中町の大文字屋は、藩祖利家卿・二世利長卿府中在城の頃、用事を命ぜられし者なるべし。扱其の一族など小松へ來り居住し、後金澤西御坊町に居住する事、數代なりしかど、今は其の子孫西御坊町より塩屋町へ移轉して、